

松江市水道局発注工事への単品スライド条項の適用について

平成20年9月26日

松江市水道局

最近の特定の建設資材価格の高騰を踏まえ、平成20年9月1日付けで工事請負契約約款第26条第5項の「単品スライド条項」を適用いたします。

「単品スライド条項」

「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったとき」に、請負代金額の変更を請求できる措置です。

条項適用の対象とする資材及び適用日

対象資材:「**鋼材類**」及び「**燃料油**」

適用日:平成20年9月1日

対象となる工事

適用日時点で継続中の工事、及び適用日以降に新たに契約を締結する工事

請負代金額の変更

対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、受注者からの請負代金額の変更請求に基づき、品目類ごとの増額分が変動前対象工事費の1%を超える額を発注者が負担いたします。(材料費のみを対象とします。)

手続きの流れ

請負代金額変更は、工期末に変更契約を行います。流れは以下のとおりです。

1. 単品スライド条項適用による請負代金額変更協議書を発注者に提出(**工事完成期日の2ヶ月前までに提出**)。ただし、工期末が適用日より2ヶ月以内の場合は、工期末まで協議書を発注者に提出できるものとします。
2. 発注者が請負者から提出された証明資料等により、適用日以降の請負代金額変更額を算出します。
3. 請負代金額変更がある場合は、請負者に通知します。
4. 変更契約を締結します。

書式等は、国土交通省マニュアルの様式に準ずるものとします。